

浅口市立こども園預かり保育(在園児対象)について

浅口市立六条院こども園・寄島こども園では、教育時間終了後・長期休業中に、保護者の希望により園児を園内でお預かりしています。

※一時的なお預かりですので、【原則として週3日程度で、月12日以内】の利用になります。



実施内容

《利用料の一部無償化について》

保護者の就労などのため、保育の必要性が認められる場合、利用料が一部無償化になります。そのための申請は、別途必要です。希望者は園へ申し出てください。

対 象 児 童	六条院こども園・寄島こども園に在籍する1号認定子どもで、通常教育時間後又は長期休業日に家庭での保育が一時的に困難となる園児
実 施 日	平日（月～金）の教育時間終了後、長期休業日 ※土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3は実施しません。
利 用 日 数	原則として週3日程度で、月12日以内 ただし、出産の場合は連続して利用可
利 用 時 間	平日（給食があるとき） 14:00～16:00 平日（給食がないとき） 11:50～16:00 長期休業日 8:30～16:00 （ただし、午後6時まで延長可）
利用者負担	平日（給食があるとき） 1日につき 300円（おやつ代50円含む。） 平日（給食がないとき） 1日につき 700円（おやつ代50円含む。） 長期休業日 1日につき 1,000円（おやつ代50円含む。） （午後4時～午後6時まで延長利用する場合、1時間につき100円）
利用の流れ	① 利用にあたっては、 事前に 園を通して市へ利用申請書を提出してください。年度ごとに手続きが必要です。 ② 後日、園経由で承諾（不承諾）通知書を交付します。 ③ 園へ 利用日の前々日の午後4時までに予約 をしてください。 ④ 利用料は利用月の翌月の園がお知らせする納付期限までに園へ納付してください。
そ の 他	・こども園で給食がない日や長期休業日の利用時は、各自お弁当を持ってくるください。 ・こども園職員（一時預かり担当職員）が保育を行います。 ・おやつはこども園で用意します。ただし、アレルギーの対応ができない場合は、おやつ持参をお願いする場合があります。 ・台風等により警報が発令された場合は、原則実施しません。

【お問合せ先】

浅口市教育委員会事務局保育未来課
TEL：0865-44-7011